

令和8年度 藤田保育所
入所申込みのしおり



国見町教育委員会

令和7年10月

お問合せ先

国見町教育委員会 教育総務課 (電話 585-2892)

国見町立藤田保育所

(電話 585-2374)

子ども・子育て支援新制度について

「子ども・子育て関連3法」に基づく、「子ども・子育て支援新制度」が平成27年4月から始まり、子どもの状況に応じた教育・保育に関する給付を受けるため、保育を必要とする事由等の基準に基づき、保育の必要性・必要量の認定制度が導入され、認定を受ける手続きが必要となりました。

【認定申請に必要な書類】・・・支給認定申請書

認定申請に基づき、年齢や保護者の就労状況等から、町が教育・保育の必要性、必要量を判断し、認定します。

認定区分	対象者	保育必要量	町内施設
1号認定	満3歳以上で、幼稚園(預かり保育を含む)の教育を希望	教育標準時間(5時間)	くにみ幼稚園
2号認定	満3歳以上で、「保育を必要とする事由」に該当し、保育所や認定こども園などで保育を希望	保育標準時間(11時間)	藤田保育所
		保育短時間(8時間)	
3号認定	満3歳未満で、「保育を必要とする事由」に該当し、保育所や認定こども園などで保育を希望	保育標準時間(11時間)	藤田保育所
		保育短時間(8時間)	

国見町内の施設について

施設名	所在地	対象児童
藤田保育所	国見町大字山崎字館東 12 番地 1	0～2 歳児
くにみ幼稚園	国見町大字森山字太田川 36 番地	3～5 歳児
くにみ幼稚園預かり保育	国見町大字森山字太田川 36 番地	くにみ幼稚園児



国見町立藤田保育所入所児募集について

保育所とは、保護者の就労や病気などの理由により、家庭において、十分な保育が出来ない場合に保護者に代わって児童を保育する児童福祉施設です。

○入所申込みについて

- 1 受付期間 令和7年11月4日（火） ～ 11月21日（金）
（土・日・祝日を除く、午前8時30分～午後4時30分）
※受付期間後の申し込みは、上記期間申込者の後順位での選考となります。
- 2 受付場所 国見町教育総務課（観月台文化センター内） または 藤田保育所
※初めて申込みをする場合は、国見町教育総務課に提出してください。
- 3 準備物 4ページの「9 入所申込みに必要なもの」を確認いただき、申請書等を記入のうえ提出してください。
- 4 対象年齢 0歳児(生後8週経過)～2歳児
(令和8年4月1日時点、3歳、4歳、5歳の児童は幼稚園となります。)
- 5 定 員 72人
- 6 入所要件 次のいずれかの「保育を必要とする事由」に該当することが必要です。
○「保育の必要性」の認定について、保育を必要とする事由は次の基準があります。

① 就労（家庭外）	家庭の外で仕事をしている場合
② 就労（家庭内）	家庭で、児童と離れて日常の家事以外の仕事をしている場合
③ 妊娠・出産	母親が、妊娠中又は出産の前後(8週間)の場合
④ 保護者の疾病・障害	病気等の治療や心身に障害がある場合
⑤ 親族の看護・介護	家庭において、長期にわたる病人の看護や心身に障害のある人の介護をしている場合
⑥ 災害復旧	火災や風水害、地震等により被害があり、家屋の滅失、損壊等の復旧作業を行う場合
⑦ 求職活動	就職活動、起業準備を行っている場合 (年度当初は2カ月間、年度途中は90日以内)
⑧ 就学	就学している場合（職業訓練校等における職業訓練を含む）
⑨ 虐待やDV	虐待やDVの恐れのある場合
⑩ 育児休業取得	既に保育を実施していて、児童福祉の観点から、保育の継続が必要と認められる場合
⑪ その他	上記の事由に類する状態として町長が認める場合

※上記基準の①②については、月当たり52時間以上の就労が必要です。

○保育の必要量及び保育時間について

保育の必要量とは、保育の必要性の基準によって必要とされる保育時間のことで、該当する基準内容により、次のとおり区分されます。保育必要量により利用できる保育時間が分けられるため、それぞれの利用時間に応じて、保育料も変わります。

	保育を必要とする事由	保育標準時間 (最大 11 時間の保育)	保育短時間 (最大 8 時間の保育)
1	就労（月 52 時間以上）	月 120 時間以上の就労	月 52 時間以上 120 時間未満の就労
2	妊娠、出産	全ての方	—
3	疾病、障害	全ての方	—
4	同居の親族の介護、看護	月 120 時間以上の介護等	月 52 時間以上 120 時間未満の介護等
5	災害復旧	全ての方	—
6	求職活動	—	全ての方
7	就学、職業訓練	月 120 時間以上の就学等	月 52 時間以上 120 時間未満の就学等
8	虐待や DV のおそれがある	全ての方	—
9	既に保育を実施していて、児童福祉の観点から、保育の継続利用が必要と認められる場合	—	全ての方
10	その他町が認める場合		

- ・保育標準時間で認定を受けた場合でも、保護者の希望により保育短時間に変更することも可能です。変更を希望する場合は、教育総務課へご連絡ください。
- ・就労時間が月 52 時間以上 120 時間未満であっても、就労状況により下記 8 の通常時間を超えて利用するのが常態となる場合は、保育標準時間認定が受けられます。

7 入所の選考

定員を超えた場合は、「国見町保育の実施基準取扱要領」に基づき選考を行います。

選考から外れた場合は、待機者名簿に登載します。

※年度途中に欠員が生じた場合で、待機者名簿登載児童がいる場合には、欠員が生じた月の翌月の 15 日（15 日以前に欠員が生じた場合は当該月の 15 日）までに名簿に登載されている当該年齢の児童について、新たに順位を付して選考を行います。

8 保育所の保育時間

月～土曜日（祝日・年末年始を除く）

○保育所を利用できる時間（保育必要量による区分）

※新入所児は、平日 6 日間の慣らし保育を実施します。申請書類の入所希望日には、慣らし保育の開始希望日を記入してください。なお、予定していた 6 日間に体調不良等で欠席した場合、慣らし保育期間を延長しますのでご了承ください。

	保育標準時間(最大保育時間)	保育短時間(最大保育時間)
通常保育	午前 7 時 30 分 ～ 午後 6 時 30 分	午前 8 時 ～ 午後 4 時
延長保育 (別途申込)	午前 7 時 ～ 午前 7 時 29 分 午後 6 時 31 分 ～ 午後 7 時 30 分	午前 7 時 ～ 午前 7 時 59 分 午後 4 時 1 分 ～ 午後 7 時 30 分

9 入所申込みに必要なもの

(1) 支給認定申請書

※【新規申込みの場合】保護者欄に記載の方のマイナンバーカード及び申請書の提出に
来た方の身元確認書類（運転免許証、マイナンバーカードなど）

(2) 保育所入所申込書

(3) 家族状況等調書

(4) 保育の必要性を証明する書類（次の表に掲げる書類）

※入所希望月の1日時点で65歳未満の世帯員（世帯分離している同居者を含む）全員について、次の
事由に当てはまる書類を提出してください。

保育を必要とする事由	必要な添付書類
就労	就労証明書 ※自営業の方は、確定申告の写し/開業届の写し/営業許可証の写しのいずれかを添付
妊娠、出産	母子手帳の写し(表紙及び出産予定日の分かるページ)
保護者の疾病、障害	診断書、身体障害者手帳の写し
親族の介護、看護	診断書、身体障害者手帳の写し、介護保険被保険者証の写し
災害復旧	罹災証明書
求職活動	求職活動申立書
就学、職業訓練	在学証明書、学生証の写し、受講決定通知書等の写しのいずれか
その他	状況を証明する書類

(5) その他該当する場合に必要なもの

ひとり親の方	児童扶養手当証書の写し、ひとり親家庭医療費受給者証の写し
同居親族に障がい者がいる方	身体障がい者手帳の写し、療育手帳等の写し

※申込みにあたっての注意事項

- ・申込児童の家庭で保育料の未納のある場合は、完納してからお申し込みください。
- ・申込書類提出後、家族状況等に変更があった場合は届け出が必要ですのでご連絡ください。
- ・**申込み内容が事実と異なる場合、入所決定を取消すことがあります。**

10 保育の必要事由や必要時間の変更、家庭状況等の変更について

保育所入所後、保育の必要事由の変更や必要時間の変更、世帯員の増加・減少、離婚など
家庭状況に変更があった場合、保育所保育料にも影響がある場合がありますので、必ず手続
きをお願いいたします。

手続きについては、国見町教育総務課または藤田保育所へご連絡をお願いいたします。

11 保育料について

- ・保育所に入所する児童と生計を同一にしている父母等（扶養義務者）の町民税課税額の合計に
より算定します。ただし、家計の主宰者が同居の祖父母等と判断される場合には、その方の市
町村民税の課税状況をもとに決定します。

なお、年度途中で児童の年齢が変わっても保育料の変更はありません。

4月から8月までの保育料 → 前年度の町民税の額により算定

9月から3月までの保育料 → 当該年度の町民税の額により算定

※年2回、保育料の決定を行い通知します。

- ・保育料に給食費を含みます。
- ・毎月納期内（月末）に町指定金融機関で口座振替により納入いただくことになりますので、
入所決定後に手続きをお願いいたします。

◆階層別保育料

各月初日の児童の属する階層区分			利用者負担額（月額）	
階層	定義		保育標準時間	短時間
第 1	生活保護法による被保護世帯及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯		円 0	円 0
第 2	市町村民税非課税世帯		0	0
第 3-1	市町村民税均等割のみ課税世帯(所得割非課税世帯)		10,000	9,000
第 3-2	市町村民税所得割の額の区分が次の区分に該当する世帯	48,600 円未満	13,000	12,000
第 4-1		48,600 円以上 56,000 円未満	16,000	15,000
第 4-2		56,000 円以上 66,000 円未満	19,000	18,000
第 4-3		66,000 円以上 74,000 円未満	22,000	21,000
第 4-4		74,000 円以上 97,000 円未満	24,000	23,000
第 5		97,000 円以上 169,000 円未満	32,000	31,000
第 6		169,000 円以上	35,000	34,000

- ・市町村民税の所得割課税額は、調整控除以外の税額控除（配当控除、住宅借入金等特別税額控除、寄附金税額控除等）の適用を受ける前の金額になります。
- ・国の幼児教育・保育の無償化により、市町村民税非課税世帯は0円です。
- ・小学校就学前で教育・保育施設等を利用している児童が同一世帯に2人以上いる場合の保育認定の保育料については、小学校就学前の最年長の児童から順に2子目はこの表に掲げる額の半額、3子目以降は無料です。
- ・第3階層及び第4階層と認定された世帯のうち市町村民税所得割課税額が57,699円以下である世帯では、1子目の年齢にかかわらず、2子目半額、3子目以降無料です。
- ・第3階層及び第4階層と認定された世帯であっても、ひとり親世帯、在宅障がい児（者）のいる世帯等で、市町村民税所得割課税額77,100円以下の世帯については、上記の表にかかわらず、1子目の3歳未満児は3,000円、2子目以降は無料です。
- ・令和7年度より実施している「子育て応援～保育料負担軽減事業～」により、上記保育料が半額となります。

◆延長保育料

利用時間	保育料額
30分毎（30分に満たない場合は30分とする）	60円

延長保育利用の翌月に納付書を発行しますので、国見町役場会計課または町指定金融機関窓口で納入してください。